

青森県報

第四十号

令和元年
八月五日
(月曜日)

目次

告 示

- クリーニング師試験の施行……………(保健衛生課) ……一
- 介護保険法による介護医療院の開設許可……………(高齢福祉保険課) ……一

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域県民局) ……五
- 右 同……………(同) ……六

告 示

青森県告示第二百三十一号

令和元年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第四条第一項の規定により告示する。

令和元年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 令和元年十一月二日(土)

2 場所 青森市大字戸山字宮崎二二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

二 受験願書受付期間

令和元年九月二日(月)から同月二十日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)、青森市保健所、八戸市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配付する。

青森県告示第二百三十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百七十七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第一百四十四条の七第一号の規定により公示する。

令和元年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 介護医療院の開設者 | 介護医療院 | 許 可 日 期 |
|--------------------------|---------------------------|------------------|
| 名称又は氏名 主たる事務所の所在地又は住所 | 名称 所在地 | 年月日 |
| 医療法人みらい会 平川市柏木町藤山三七の五 | みらい会介護医療院 平川市柏木町藤山三七の五 | 令和元年八月一日 |

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール下田
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
下田タウン株式会社
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
代表取締役 小泉雅敬
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|--|--|-------------|
| イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 岡崎双一 | イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 井出武美 | 平成 三・三・一 |
| 株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 石塚幸男 | 変更なし | |
| 株式会社金入 八戸市卸センター二丁目四の二二 代表取締役 金入健雄 | 変更なし | |
| 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の二四 代表取締役 矢野博文 | 変更なし | |
| 株式会社パセリー菜 上北郡おいらせ町木ノ下南二の五〇 代表取締役 小泉輝美 | 変更なし | |

| | | |
|---|--|--------------|
| 株式会社キタムラ 高知県高知市本町四丁目一の一六 代表取締役 北村正志 | 変更なし | |
| 有限会社みすや 上北郡おいらせ町上明堂一〇五の二 代表取締役 三浦了 | 変更なし | |
| 株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六〇の七 代表取締役 上田稔夫 | 変更なし | |
| 丸高衣料株式会社 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八の三 代表取締役 楡金洋二 | 変更なし | |
| 株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市中区城西一丁目三の五 代表取締役 山田太郎 | 変更なし | |
| 株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文 | 変更なし | |
| 株式会社キング 京都府京都市下京区東塩小路高倉町二の一 代表取締役 山田幸雄 | 株式会社キング 京都府京都市下京区東塩小路高倉町二の一 代表取締役 長島希吉 | 平成 三・六・六 |
| 株式会社オンワード檜山 東京都中央区日本橋三丁目一〇の五 代表取締役 大澤道雄 | 変更なし | |
| 株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二三の五 代表取締役 堀江泰文 | 株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二三の五 代表取締役 木下尚久 | 令和 元・五・四 |
| 株式会社盛田 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役 盛田明 | 変更なし | |
| Assemble エステール株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 神谷町セントラルプレイス五階 代表取締役 丸山雅史 | エステールホールディングス株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 神谷町セントラルプレイス五階 代表取締役 丸山雅史 | 平成 三〇・〇・一 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|---|---|--|--|---|--|---------------------------------------|
| 株式会社大竹菓子舗 十和田市東一番町七の二八 代表取締役 大竹正美 | 有限会社ファミリープラザろくの 十和田市元町西四番町三の三〇 代表取締役 下道康夫 | 有限会社北上青果 十和田市東二十四番町一八の六 代表取締役 北上孝穂 | 株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市宮城野区萩野町二丁目二四の二 代表取締役 林史郎 | 株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目二の二 代表取締役 寺脇栄一 | 株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 大森尚昭 | 株式会社市川屋 上北郡おいらせ町上明堂九三の二 代表取締役 木村雅行 | 株式会社グルーヴィン 八戸市内丸一丁目二の二七 代表取締役 戸川康雄 | 株式会社水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太朗 | 株式会社夢や 東京都渋谷区代々木三丁目三八の九 代表取締役 小向誠一 | 有限会社ツキウ時計店 八戸市湊町本町四三 代表取締役 月館雄司 |
| 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| | | | | | | | 平成 三〇・〇・三 | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|---|---|---|---|--|---|
| パレモ・ホールディングス株式会 社 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 吉田馨 | 株式会社アダストリア 茨城県水戸市和泉町三丁目一の二 代表取締役 福田三千男 | タワレコード株式会社 東京都渋谷区神南一丁目二二の一 代表取締役 嶺脇育夫 | 株式会社三鈴 東京都品川区西五反田七丁目二二 の七TOCビル 代表取締役 池内清和 | 株式会社ハピネス・アンド・デイ 東京都中央区銀座二丁目一六の一 代表取締役 田泰夫 | 株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役 上山健二 | 株式会社ワンズテラス 東京都港区北青山三丁目五の一〇 代表取締役 西川信一 | 株式会社ヴィレッジヴァンガード コーポレーション 愛知県名古屋市中東区上社一丁目 九〇一 代表取締役 白川篤典 | 株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一の 一 代表取締役 川崎純平 | 株式会社友和 東京都中野区本町六丁目二二の六 代表取締役 小林敬一 |
| 変更なし | 変更なし | 変更なし | 株式会社三鈴 東京都品川区西五反田七丁目二二 の七TOCビル 代表取締役 大島宏史 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| | | | 令和 元・五・一 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|---|--|---|---|--|
| 株式会社アルファベットの五丁目 北海道札幌市中央区南二条西二十 代表取締役 石川康晴 | 株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一 代表取締役 舟橋浩司 | 株式会社ムカイ 静岡県静岡市駿河区中野新田一二 五の一 代表取締役 向井正太郎 | 株式会社キヤメル珈琲 東京都世田谷区代田二丁目三二の 八 代表取締役 尾田信夫 | 株式会社パリュープランニング 兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目 二の一七 代表取締役 井元憲生 | 株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史 | 株式会社青木商店 福島県郡山市八山田五丁目四〇五 代表取締役 青木大輔 | 株式会社三城 東京都中央区銀座一丁目七の七 代表取締役 澤田将広 | 株式会社D.C.グローバル 上北郡おいらせ町神明前一四三の 一二七 代表取締役 佐藤義昭 | 株式会社中央コンタクト 静岡県静岡市葵区伝馬町三の一深 尾ビル三階 代表取締役 藤本亮吉 | 株式会社岡崎特機 愛知県岡崎市六名南一丁目一の三 代表取締役 武山守 |
| 変更なし | — | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| | 平成 三・三・二六 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|--|---|--|---|--|
| 株式会社ストライプインターナ ショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 石川康晴 | ローアッシュレイジャパン株式会 社 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役 前川浩司 | 株式会社F・O・インターナシヨ ナル 兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目 四の一 代表取締役 小野行由 | 有限会社シーガルディレクション 秋田県大館市清水四丁目七一の一 の三 代表取締役 小畑賢 | 株式会社ワコール 京都府京都市南区吉祥院中島町二 九 代表取締役 伊藤知康 | 株式会社ディーエイチシー 東京都港区南麻布二丁目七の一 代表取締役 高橋芳枝 | 株式会社ANAP 東京都渋谷区神宮前二丁目三二の 一六 代表取締役 家高利康 | 株式会社ジンズ 群馬県前橋市川原町二丁目二六の 四 代表取締役 田中仁 | 有限会社ムラ・クリエティブハ ウス 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目三 五の一五ラ・フルール・ド三軒茶 屋二〇二 代表取締役 田村史 | 有限会社ビス・カンパニー 宮城県多賀城市桜木三丁目四の一 代表取締役 陳必正 |
| 変更なし | — | 株式会社F・O・インターナシヨ ナル 兵庫県神戸市中央区磯上通七丁目 一の五 代表取締役 小野行由 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 株式会社ANAP 東京都港区南青山四丁目二〇の一 九 代表取締役 家高利康 | 変更なし | 有限会社仁科 岩手県盛岡市みたけ三丁目一八の 二九 代表取締役 仁科大史 | 変更なし |
| | 平成 三〇・七・三 | 平成 三〇・三・二七 | | | | 平成 三・三・三五 | | 令和 元・六・一 | |

四

届出年月日
令和元年七月十一日

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------------------------------------|-------------------------------------|----------------------|---------------------------------------|--|------------------------|--|--|--|-------------|-------------|-------------|--|--|--|--|--|--|
| 株式会社ツインマーボ 大阪府大阪市平野区平野馬場二丁目一の六J R百済貨物ターミナル 駅構内 代表取締役 大藪幸子 | 株式会社パティズ 福島県会津若松市インター西三一 代表取締役 齋藤啓一 | 株式会社ベルーナ 埼玉県上尾市宮本町四の二 代表取締役 安野清 | 株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三 | 鈴木信輝 上北郡おいらせ町馳下り九 | 株式会社日本一 千葉県野田市目吹一九六五 代表取締役 染谷幸雄 | 株式会社ヴィ・ド・フランス 東京都千代田区岩本町三丁目一〇 代表取締役 村上知義 | 外川祐次 青森市大字石江字江渡二六の二 | 株式会社大和屋ふとん 東京都町田市原町田四丁目一八の 八武川ビル三階 齊藤浄一 代表取締役 | 株式会社ビービープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一 | 株式会社湯浅 北海道旭川市宮下通十丁目左一 代表取締役 湯浅義弘 | 平成 三・八・一 | 平成 三・四・七 | 平成 三・四・七 | | | | | | |
|--|---|---------------------------------------|-------------------------------------|----------------------|---------------------------------------|--|------------------------|--|--|--|-------------|-------------|-------------|--|--|--|--|--|--|

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和元年八月五日から同年十二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和元年十二月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社中幸建設

- 二 代表者の氏名 中村幸正
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市追子野木二丁目二三三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三七)第二四二三号
- 五 取消年月日 令和元年七月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社中幸建設
- 二 代表者の氏名 中村幸正
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市追子野木二丁目二三三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三七)第二四二三号
- 五 取消年月日 令和元年七月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業及びさく井工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭